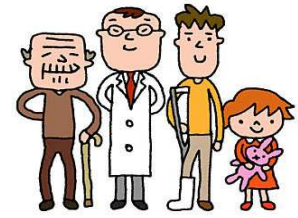


岡崎市市民活動総合補償保険Q & A



【全体】

Q1 この保険はどのような保険ですか？

A1 市民活動団体とは、岡崎市市民協働推進条例に基づき登録されている市民活動団体のほか、町内会、子ども会、学区女性団体などが、公益的な活動やボランティア活動をする際の方が一の補償として、市が保険料を支払い加入している保険です。補償内容は必要最低限の補償となっています。

Q2 この保険に加入していれば、今まで加入していた他の保険は必要なくなりますか？

A2 必要な団体もあります。大ケガをする可能性があるような危険な作業を伴う活動等、この保険では対象とならないケガや活動もありますので、補償内容をよく比較検討していただき御判断いただくようお願いいたします。また、賠償責任保険では1万円の自己負担が必要です。

Q3 誤った請求をしてしまいました。訂正は必要でしょうか？

A3 直ちに訂正をお願いします。

内容次第では保険金詐欺の疑いをかけられ刑事告発の恐れがあります。必ず誤りを発見した場合は、即座に訂正していただきますようお願いいたします。

Q4 請求すれば、必ず保険金はもらえますか？

A4 必ずもらえるとは限りません。保険金請求書と必要書類から保険業者と協議の上、保険金額を確定します。

Q5 行き帰りの事故は対象になりますか？

A5 指導者及びスタッフは、市民活動を行う場所と住居との通常経路及び方法による往復途中の事故も傷害保険の対象となります。(参加者は対象となりません。)また、往復途中であることの客観的証明(経路図の提出など)が必要となります。

【傷害保険】

Q1 「急激かつ偶然な外来の事故」とはどのような事故をさしますか？

A1 急激・・・突発的に発生する出来事で、原因と結果までの過程が直接的で時間的間隔がないことを意味します。



《対象とならない例》日焼け、しもやけ、くつずれ、腰痛、テニス肘
偶然… 予知されない出来事をいいます。

《対象とならない例》自殺行為、法令違反行為
外来… 原因が受傷者の身体の外からの作用によることをいいます。

《対象とならない例》むち打ち、脳疾患、心神喪失、疾病（特病の悪化を含む）
本制度では熱中症と食中毒については特別に対象としています。



Q2 外傷はないですが、念のため病院に行きました。特にケガはないとの診断でしたが、保険の対象ですか？

A2 保険の対象になりません。 医師の診断によりケガはない（傷病名がつかない）と判断された場合は、保険の対象になりません。

Q3 活動中にケガをしたため、薬局へ行きました。通院にあたりますか？

A3 通院にはあたりません。 通院とは「医師による治療が必要な場合において、入院によらないで医師の治療を受けること」をいいます。そのため、医師の治療を受けていない薬の受取りだけでは通院には該当しません。

Q4 治療院で医師以外のものから治療を受けました。保険の対象になりますか？

A4 保険の対象になりません。 保険の対象となる治療とは「医師（柔道整復師含む。）による治療」をいいます。それ以外の方がした行為（一般的に、治療院・スポーツクリニック等での治療）は、たとえ傷害部分を治すためのものであっても保険の対象外です。

Q5 危険度の高い活動は対象になりますか？

A5 保険の対象になりません。 例えば、ハンググライダー、スカイダイビング、ピッケル等を使用する山岳登坂、有害鳥獣駆除、毒物・劇物を使用する活動など、危険度の高い活動による事故はこの保険の対象になりません。危険性が高い活動か判断が必要な場合は、市民協働推進課（23-6491）までお問合せください。

Q6 ケガを放置し、相当期間経過後に受診した場合、保険の対象になりますか？

A6 原則、保険の対象になりません。 原因と結果の因果関係が不明確になるばかりでなく、症状の悪化のおそれもあります。ケガをした場合は放置せず、直ちに医師の治療を受けてください。

Q7 いわゆるむち打ち、腰痛（ヘルニア含む。）、テニス肘も保険の対象になりますか？

A7 保険の対象になりません。 医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいう医学的な明確な判断。）のないもの、持病により引き起こされた症状（又ははその可能性が高い場合）などは対象になりません。



Q8 ギブスを装着したが保険金は支払われますか？

A8 保険の対象となる場合もあります。骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について通院したものとみなし、日額 2000 円の保険金が支払われます。ギブス等の装着器具の種類、怪我の部位によって対象となるか判断します。詳しくは、保険会社を通じて、内容確認させていただきます。

【賠償責任保険】

Q1 賠償責任保険とは何ですか？

A1 市民活動中に他人の生命・身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うときに保険金額の範囲内で保険金が支払われる保険のことをいいます。会の代表者が団体の管理に瑕疵（法律上の欠点、欠陥、過失）があったと会としての責任を認め、指導者及びスタッフが法律上の責任を負わなければならないケースが対象になります。

ただし、会としてではなく個人的に賠償責任が及ぶケースについては、この保険の対象になりません。

Q2 駐車場に車を止めようとしたところ、生垣に車をぶつけてしまいました。保険の対象になりますか？

A2 **保険の対象になりません。**自動車等による交通事故は、対人・対物どちらも対象になりません。ご自身で加入されている自動車保険等で対応をお願いいたします。

Q3 自己負担額や免責額はありますか？

A3 **自己負担額として、1事故につき1万円の負担が必要です。**保険金は、実際にかかった費用から1万円を引いた額をお支払します。

Q4 2つ保険に加入しています。両方で保険金をもらうことはできますか？

A4 原則としていずれの保険からも支払われます。こちらの保険に請求された場合は他の保険の負担部分を保険会社同士で精算することになりますので、事故報告の際には必ず他の保険の保険会社の保険商品名・契約者名・証券番号等の内容をお知らせ下さい。



【書類について】

Q1 傷害保険で必要となる書類は何ですか？

A1 事故報告書 保険金請求書 領収書のコピー、が必要となります。また、保険金請求額が10万円を超える場合、前例がない場合、内容確認の必要がある場合などは、診断書をご提出いただきます。

Q2 賠償責任保険で必要となる書類は何ですか？

A2 事故が発生したら、まずは一報ください。区分や事故状況により必要となる書類が異なりますので、ケースに応じてご説明させていただきます。なお、対物の事故がおきた場合は、損害の状況が分かる写真を撮っていただくようお願いいたします。

Q3 記載内容を間違ってしまったが、修正液で訂正しても良いですか？

A3 修正液での訂正はできません。印鑑での訂正をお願いします。特に、保険金請求書については、【災害補償金請求者】欄に押しいただいた印鑑で訂正する必要があります。

Q4 領収書はコピーではなく、原本でも良いですか？

A4 コピーでの提出をお願いします。書類は全て返却ができません。領収書が他の保険で必要となった、高額医療費控除を受けるような事態となった場合でも一切お返しができないので、必ずコピーでの提出をお願いしています。ご協力よろしくようお願いいたします。



Q5 事故発生後一定期間を経過しましたが、まだ事故報告書を提出していません。対象になりますか？

A5 保険の対象とならない場合があります。特に大ケガの場合は、治療と同時に調査を進めます。事実関係や事故当時のケガの症状確認ができないときには保険の対象になりませんので、遅滞なくご提出ください。

【町内会等に多いお問合せ】

Q1 町内会はこの保険への加入手続きが必要ですか？

A1 必要ありません。町内会、学区社会教育委員会、学区女性団体などは、既に担当課によって把握されていますので、あらかじめ保険加入の手続きをしていただく必要はありません。事故が発生した場合に、必要書類をご提出ください。

Q2 保険料はいくらかかりますか？

A2 町内会に保険料の負担はかかりません。
市が保険料を全額負担し、運営しています。



Q3 年度初めや事故発生時に名簿を提出する必要はありますか？

A3 事前にご提出いただく必要はありません。ただし、大事故が発生した場合等には、名簿の提出をお願いすることもあります。活動毎に名簿の整理をお願いいたします。

Q4 町内会でのバス旅行は保険の対象になりますか？

A4 保険の対象になりません。懇親目的で行う活動は、この保険の対象になりません。

Q5 役員会の後に、懇親会を開催しました。保険の対象になりますか？

A5 保険の対象になりません。懇親会は親睦が主な目的のため、保険の対象になりません。役員会については、対象となります。

Q6 **神社の大祭に町内会の一員として参加し、ケガをしました。保険の対象になりますか？**

A6 保険の対象になりません。神社の大祭（お祭り）は宗教行事であり、例え町内会の一員として参加していた場合でも、全て対象になりません。

また、神社の保守・保全、管理、運営活動等も宗教活動に該当し、保険の対象になりません。

Q7 **神社やお寺の掃除をしました。保険の対象になりますか？**

A7 原則、保険の対象になりません。神社やお寺のための清掃は、宗教行事を行なう場所の清掃となりますので、例え町内会の一員として清掃を行った場合であっても宗教活動に該当します。

Q8 **学区社会教育委員会の主催で盆踊りを行いました。保険の対象になりますか？**

A8 場合によっては、対象になります。神社・お寺の大祭等を主目的として行う場合は一切対象外となりますが、コミュニティの活性化目的で宗教行事とは全く関係なく行う盆踊りは、保険の対象となります。ただし、単なる観覧者は対象となりません。

詳しくは、市民協働推進課市民協働班（電話：23-6491）までお問合せください。



Q9 **町内会主催で、地域に流れる川の草刈清掃を行っていたところ、滑って転びケガをしてしまいました。病院に行ったところ、骨折との診断ですが、保険の対象になりますか？**

A9 **保険の対象となります**。まずは、事故日から遅滞なく事故報告書をご提出ください。その後、ケガが完治されるか事故日から180日を経過したら、保険金請求書と領収書のコピーを提出してください。（別途、診断書等の書類が必要となる場合もあります。）



Q10 **町内会の有志でスポーツ団体を結成しました。この保険の対象団体ですか？**

A10 対象団体ではありません。有志で結成した団体は、この保険の対象団体とはなりません。

Q11 **市民活動中に突然倒れました。保険の対象になりますか？**

A11 倒れた原因によって判断します。疾病が原因によるものは保険の対象になりません。外からの作用によるもの（物にぶつかった、滑ったなどの原因によって転倒した場合）は対象となる可能性があります。突然倒れた場合などには、保険会社の調査が入りますので、至急市民協働推進課市民協働班（23-6491）までご連絡をお願いします。



Q12 **活動中、他人の飼い犬に噛まれてケガをしました。保険の対象になりますか？**

A12 他人の飼い犬によるケガは、傷害保険の対象になります（賠償責任保険は対象となりません。）。ご自身で飼っている犬によるケガは、傷害保険及び賠償責任保険のどちらも対象になりません。

なお、野良犬の場合は、傷害保険の対象となります（賠償責任保険は対象となりません。）。

【子ども会に多いお問合せ】

Q1 子ども会のソフトボール中、子どもが打ったボールが駐車場に停めてあったソフトボールの指導者の車に当たって窓ガラスが割れました。賠償責任保険の対象になりますか？

A1 **保険の対象になります。**賠償責任保険の請求には、写真が必要となりますので、必ず状況の分かる写真をとっておいてください。

Q2 見学や応援に来た保護者も保険の対象になりますか？

A2 **保険の対象になりません。**見学者・応援者・観覧者は指導者、スタッフ、参加者のいずれにも該当しないため、保険の対象にはなりません。指導者、スタッフが見学者・応援者・観覧者に対し法律上の賠償責任を負う場合には、賠償責任保険が適用されます。

Q3 学校が主催する児童の清掃活動や運動会の事故は対象になりますか？

A3 **学校管理下による行事や活動時の事故は対象になりません。**学区と学校との合同による運動会は、児童生徒の競技以外であれば対象になります。

【市民活動団体に多いお問合せ】

Q1 無報酬で行うこととありますが、報酬の範囲を教えてください。

A1 報酬は、労働の対価として受取る賃金が発生している場合を指します。また、活動そのものが収益事業である場合も保険の対象になりません。

Q2 営利を目的とする活動でないこととありますが、営利とは何をさしますか？

A2 営利活動とは、活動によって得た利益や資産を構成員に分配することをさします。そのような活動は保険の対象とならないばかりでなく、市民活動団体登録の対象にもなりません。

Q3 託児ボランティアをしています。預かっている子どもにケガがあった場合には、傷害保険の対象になりますか？

A3 **傷害保険の対象になりません。**ただし、管理上の責任として賠償責任保険を適用できる可能性はあります。その場合であっても、自己負担額として1万円かかりますのでご注



意ください。

もし託児中に事故が起こった場合には、直ちに市民協働推進課までご連絡をください。



Q4 わずかですが報酬をもらって活動しています。保険の対象になりますか？

A4 **保険の対象になりません。** わずかであっても、労働の対価としての支払であれば金額の多少に関わらず報酬とみなします。ただし、交通費や食事代であれば無報酬と考えます。また、サービスの対価を受取る活動（有償のデイサービス、就労訓練、託児など）は、収益事業となり、この保険の対象になりません。

Q5 イノシシなどの有害鳥獣駆除中にケガをしました。保険の対象になりますか？

A5 **保険の対象になりません。** 危険度の高い活動は、この保険の対象外です。有害鳥獣駆除は非常に危険度の高い活動になりますので、この保険では補償されません。



Q6 市外居住者が岡崎市で活動する場合は保険の対象となりますか？

A6 **保険の対象になります。** ただし、市外居住者が市外で事故に遭った場合や他市で活動するための往復途中の事故である場合は、保険の対象になりません。

Q7 廃油から固形石鹼をつくります。苛性ソーダを使用しますが、保険の対象になりますか？

A7 **保険の対象になりません。** 苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）は毒物及び劇物と指定されていますので、危険度の高い活動に該当し保険の対象になりません。

【お問合せ・連絡先】岡崎市 市民生活部 市民協働推進課（東庁舎 2 階）

〒444 -860 1 岡崎市十王町 2 丁目 9 番地 TEL: 0564 -23-6491